



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- *1315 昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部改正 (総合防災課)
- *1316 平成17年和歌山県告示第905号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定)の一部改正 (危機管理室)
- *1317 和歌山県医学研究奨励賞規程(昭和46年和歌山県告示第161号)の一部改正 (医務課)
 - 1318 大規模小売店舗の廃止の届出 (商工振興課)
 - 1319 大規模小売店舗の新設の届出 (")
 - 1320 大規模小売店舗の変更の届出 (")
 - 1321 瀬戸内海に根拠地を有する小型機船底びき網漁業の許可の一斉更新について (資源管理課)
 - 1322 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 1323 " (")
 - 1324 土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (住宅環境課)

○ 選挙管理委員会告示

- 91 政治団体の設立の届出
- 92 政治団体の届出事項の異動の届出
- 93 政治団体の解散の届出
- 94 政治団体の解散に係る収支報告書の要旨
- 95 資金管理団体の届出事項の異動の届出

告 示

和歌山県告示第1315号

昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

本文中「南海フェリー株式会社」を「南海フェリー株式会社 有田交通株式会社」に改める。

和歌山県告示第1316号

平成17年和歌山県告示第905号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

本文中「熊野観光バス株式会社」の次に「、有田交通株式会社」を加える。

和歌山県告示第1317号

和歌山県医学研究奨励賞規程(昭和46年和歌山県告示第161号)の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

第2条中「賞状を授与するとともに奨励金を付与」を「賞状及び記念品を授与」に改める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

和歌山県告示第1318号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第5項の規定により次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、法第6条第6項の規定により公告する。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
和光電気 和歌山店
和歌山市元寺町1丁目25
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社富士アイス 代表取締役 赤井圭子
和歌山市小雑賀738番地

- 3 変更する年月日

平成17年9月9日

- 4 届出年月日

平成17年9月9日

和歌山県告示第1319号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドン・キホーテ和歌山店
和歌山市元寺町1丁目25
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社富士アイス 代表取締役 赤井圭子
和歌山市小雑賀738番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田隆夫
東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年10月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,347㎡
- 6 駐車場の収容台数
0台
- 7 駐輪場の収容台数
0台
- 8 荷さばき施設の面積
26.4㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
3.5㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前3時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
なし
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
なし
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前0時から午後12時まで
- 14 届出年月日
平成17年9月12日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成17年9月30日から平成18年1月30日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1320号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」

という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パワー和歌山インター店
和歌山市小豆島寺院田53番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎
新潟市清水4501番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 新潟市米山四丁目1番28号

(変更後) 新潟市清水4501番地1

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置	面積	備考
建物西側	77㎡	縦覧図書別添変更前配置図

(変更後)

位置	面積	備考
建物南側	77㎡	縦覧図書別添変更後配置図

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
第1駐車場	5か所	縦覧図書別添変更前配置図

(変更後)

駐車場	出入口の数	備考
第1駐車場	5か所	縦覧図書別添変更後配置図

4 変更の年月日

3の(1)は平成17年3月25日

3の(2)及び(3)は平成17年4月23日

5 変更する理由

3の(1)は本社の移転のため。

3の(2)は国道の供用開始による交差点の位置変更のため。

3の(3)は駐車場の出入口の変更に伴う駐車場レイアウト
変更に伴い、駐車台数の減少を回避するため。

6 届出年月日

平成17年9月12日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松
原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成17年9月30日から平成18年1月30日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1321号

和歌山県漁業調整規則(昭和40年和歌山県規則第15号)第8
条第2項の規定により、瀬戸内海に根拠地を有する小型機船底
びき網漁業の許可又は起業の認可をすべき期間を平成17年10
月3日から平成17年10月14日までと定めたので、同条第3項の
規定により告示する。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1322号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規
定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

指定 番号	指 定 位 置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2837	海南市大野中 字竹ヶ鼻15番1 の一部、河川の 一部	和歌山市三葛 521番地 日之出建設株 式会社 代表取締役 沼井克行	平 成 17. 9. 20	6.00	47.85

和歌山県告示第1323号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の
規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

指定 番号	指 定 位 置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2853	新宮市佐野一 丁目56番2の一 部、72番1の一 部	新宮市佐野2丁 目2番1号 竹原幸代	平 成 17. 9. 21	4.00 ~ 5.00 5.00	4.42 6.59

和歌山県告示第1324号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規
定により橋本市胡麻生土地区画整理事業に係る事業計画の
変更について認可したので、同条第4項の規定により次のと
おり公告する。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称 橋本市胡麻生土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 橋本市賢堂1035番地
- 3 設立認可の年月日 平成10年1月6日
- 4 事業施行期間 平成10年1月6日から平成18年9月30日
まで
- 5 施行地区 橋本市胡麻生字向山及び字中ノ尾の一部、紀
見字鷺山の一部並びにしらさぎ台の一部
- 6 変更認可の年月日 平成17年9月30日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規
定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2
第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
岸本周平後援会	長坂隆司	湯峯泰男	和歌山市狐島243-62	平成 17.8.15	政治団体	

二階俊博北山村後援会	奥田貢	福村尚	東牟婁郡北山村七色247	平成 17.8.16	政治団体	
大岡けんじ後援会	竹上昌宏	谷口具孝	有田郡清水町楠本548	平成 17.8.22	政治団体	
まなべてるしげ後援会	島田博文	山上美知	有田郡広川町殿68-1	平成 17.9.2	政治団体	
黒田七郎後援会	赤阪佳映	佐古勝彦	那賀郡那賀町大字麻生津中392番地の10	平成 17.9.6	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定
による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法

第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
宮本正信後援会	代表者	山下哲生	線崎宏史	平成 17.8.17	政治団体	
	会計責任者	宮本京子	米田稔			
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	主たる事務所の所在地	和歌山市畑屋敷兵庫ノ丁18	和歌山市善明寺360-3	平成 17.8.18	政党の支部	自由民主党 1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
民主党和歌山県第1区総支部	主たる事務所の所在地	和歌山市狐島243-62	和歌山市七番丁11-1アラスカビル4F	平成 17.8.19	政党の支部	民主党 1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
	代表者	岸本周平	メ木佳明			
	会計責任者	湯峯泰男	山部弘			
民主党和歌山県第3区総支部	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来825-1	田辺市あけぼの22番35号	平成 17.8.19	政党の支部	民主党 1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
	代表者	眞鍋晃篤	山本紳次			
	会計責任者	山上美知	山部弘			
日本共産党有田郡市後援会	会計責任者	山口一美	森元基男	平成 17.8.19	政治団体	
春陽会	主たる事務所の所在地	新宮市緑ヶ丘一丁目8番23号	新宮市大橋通二丁目1番3号	平成 17.8.25	政治団体	
世耕弘成新宮後援会	会計責任者	山本幸夫	杉本博昭	平成 17.8.29	政治団体	
自由民主党岩出町支部	主たる事務所の所在地	那賀郡岩出町大字高瀬74-2	那賀郡岩出町大字荊本170	平成 17.8.29	政党の支部	自由民主党 1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
岩坪初男後援会	会計責任者	児玉辰昭	長田洋	平成 17.8.31	政治団体	
岸本周平後援会	会計責任者	森下泰二	湯峯泰男	平成 17.9.5	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
谷口博正後援会	谷本幸太郎	平成17年8月19日	平成17年8月19日
北村翼後援会	葛原勤	平成17年7月29日	平成17年8月22日
山本紳次後援会	熊井清茂	平成17年5月1日	平成17年8月22日

谷口俊彦後援会	栗平宏典	平成17年8月30日	平成17年8月30日
金屋町木村よしき後援会	熊ノ郷健	平成17年8月31日	平成17年9月2日

和歌山県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成17年9月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書（平成16年分）の要旨

（単位：円）

政治団体名	谷口博正後援会	北村翼後援会	山本紳次後援会	谷口俊彦後援会
報告年月日	平成17年8月19日	平成17年3月10日	平成17年3月31日	平成17年3月29日
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
1 収入総額	0	488,964	596,456	0
ア 前年繰越額	0	488,964	596,456	0
イ 本年収入額	0	0	0	0
2 支出総額	0	0	458,456	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳			
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			346,256 336,000 10,256	
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費			112,200 112,200	

(c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	金屋町木村よしき後援会			
報告年月日	平成17年2月16日			
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
1 収入総額				300,000
ア 前年繰越額				0
イ 本年収入額				300,000
2 支出総額				300,000
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分	300,000		
	(イの寄附のうちあつせんによるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	300,000		
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	104,000 28,800 21,500 145,700		

5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	
-------------------------------------	--

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	谷口博正後援会	北村翼後援会	山本紳次後援会	谷口俊彦後援会	
報告年月日	平成17年8月19日	平成17年8月22日	平成17年8月22日	平成17年8月30日	
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る公職の種類					
1 収入総額	0	488,964	138,000	0	
ア 前年繰越額	0	488,964	138,000	0	
イ 本年収入額	0	0	0	0	
2 支出総額	0	0	138,000	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			115,000 100,000 15,000	
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			23,000 23,000	
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	金屋町木村よしき後援会			
報告年月日	平成17年9月2日			
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
1 収入総額			0	
ア 前年繰越額			0	
イ 本年収入額			0	
2 支出総額			0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの) (イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

和歌山県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
佐藤春陽	新宮市長	春陽会	主たる事務所の所在地	新宮市緑ヶ丘一丁目8番23号	新宮市大橋通二丁目1番3号	平成17.8.25